

# 預金商品説明書

令和3年 4月 1日現在

商品名 (愛称)	ふくふく定期(14)
ご利用いただける方	・個人の方。 ただし、別紙「ふくふく定期預入対象者一覧」の年金、手当等を受給されている方を対象とします。
取扱の期間	取扱期間をもって販売していますので窓口等でご確認ください。
お預入れ期間	・定型方式・・・証書式普通定期預金1年
お預入れ方法 (1) お預入れ方法 (2) お預入れ商品 (3) お預入れ限度 (4) お預入れ金額  (5) お預入れ単位 (6) お預入れ店舗	・一括預入 ・自由金利型定期預金<M型>スーパー定期・<M型>スーパー定期300 ・お一人様 総額300万円以内 ・スーパー定期・・・100円以上300万円未満。口数に制限はありません。 スーパー定期300・・・300万円 ・1円単位 ・お預け入れは1店舗に限らせていただきます。
払戻方法	・満期日以後に一括してお支払いします。
利 息 (1) 適用金利  (2) 利払方法 (3) 計算方法	・固定金利で、預入時の金額に応じて、次の定期預金の店頭表示金利に0.10% 上乗せをした金利を約定利率として満期日まで適用します。 ①300万円未満お預入れ定期預金・・・スーパー定期 ②300万円お預入れ定期預金・・・スーパー定期300 ・満期日以後に一括してお支払いします。 ・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割で計算します。
税 金	・令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課 税されるため、20.315%（国税15.315%地方税5%）の税金がかかります。 (ただし、マル優をご利用の場合は除きます。)
手数料	・不要です。
付加できる特約事項	・マル優のお取扱いができます。
中途解約時の 取扱方法	・満期日前に解約する場合は、別表(「定期預金の中途解約利率一覧」表)の預入期 間に応じた中途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算し た中途解約利息をお支払いします。
金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードでご確認いただくか、窓口へご照会くださ い。

## 萩山口信用金庫

(1/2)

# 預金商品説明書

令和3年 4月 1日現在

商品名 (愛称)	ふくふく定期(14)
苦情処理措置 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 苦情処理措置・・・本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総合企画部(9時～17時、電話:083-922-2700)までお申し出ください。</li><li>・ 紛争解決措置・・・東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総合企画部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)までお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な地域(例えば山口県等)の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総合企画部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</li></ul>
その他参考 となる事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・ この定期預金は、他の金利上乘せ定期預金商品との併用はいたしていません。</li><li>・ ATMでのお取扱いはできません。</li><li>・ 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。</li><li>・ この預金は預金保険制度の対象商品です。当金庫お預入預金について、お一人様あたり元本合計1,000万円までとその利息が保護されます。</li></ul>

萩山口信用金庫

## 「ふくふく定期」預入対象者一覧

平成31年 4月 1日現在

次の年金、手当等を受給されている方が対象となります。

「ふくふく定期」は労災年金、障害者年金3級も対象としています。受給中である確認は直近の振込通知書の「ハガキ」の提示をお願いします。全額支給停止・停止期間中の方は対象となりません。

提示書類	預入対象給付	チェックポイント
① 新法 【国民年金・厚生年金保険証書】	障害基礎年金	障害等級1～2級 障害基礎年金を受給中 3級 障害厚生年金を受給中
	遺族基礎年金	18歳になった年度末まで、または1～2級の障害の状況にある20歳未満の子供がいる場合で遺族基礎年金を受給中（子供の年金証書も提示していただき子供の年齢を確認）
② 旧法 【国民年金証書】	障害年金 老齢特別給付金 老齢福祉年金	障害3級受給中
	母子年金 準母子年金 遺児年金	18歳になった年度末まで、または1～2級の障害の状況にある20歳未満の子供がいる場合（子供の年齢を確認）
③ 旧法 【厚生年金保険年金証書】	障害年金 遺族年金 寡婦年金 かん夫年金 遺児年金 通算遺族年金 特例遺族年金	障害等級3級受給中 受給権の取得が昭和61年3月以前の方は受け入れられます。（支給開始61年4月まで）年金額が全額支給停止または停止期間中の方は受け入れられません。
④ 旧法 【共済組合年金証書】	障害年金 遺族年金 通算遺族年金	障害等級3級受給中 受給権の取得が昭和61年3月以前の方は受け入れられます。（支給開始61年4月まで）昭和61年4月以降の方で障害・遺族の基礎年金受給中（支給開始昭和61年5月以降）→基礎年金の国民年金証書も提示いただく（受給の確認）。遺族共済年金のみの方は受け入れられません。
⑤ 各種手当証書・証明書等 【児童扶養手当証書】 【特別児童扶養手当証書】 【障害児福祉手当受給者証明書】 【特別障害者手当受給者証明書】 【福祉手当受給者証明書】 【医療特別手当証書】 【特別手当証書】 【保険手当証書】 【健康管理手当証書】	児童扶養手当	有効期限の切れていないもの
	特別児童扶養手当	有効期限の切れていないもの
	障害児福祉手当	支給開始されているもの
	特別障害者手当	
	福祉手当	
	医療特別手当 特別手当 保険手当 健康管理手当	
⑥ 【労災年金】	労災保険	労災年金受給中の方

(注) 都道府県の発行する身体障害者手帳での障害等級ではなく、年金証書に記載の障害等級です。